**町会・自治会の規約例**

**○○会規約**

制定　○○年○月○日

最近改正　○○年○月○日

**第１章　総則**

（名称及び事務所）

第１条　本会は○○会（以下「本会」という。）と称する。

（区域）

第２条　本会の区域は、千代田区○○町○丁目○番○号から○番○号までの区域とする。

（事務所の所在地）

第３条　本会の区域は、事務所を千代田区○○町○丁目○番○号に置く。

※「事務所を会長宅に置く。」とすることもできます。

（目的）

第４条　本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、第４条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員相互の親睦に関すること

（２）清掃、美化等の環境整備に関すること

（３）防災、防火、交通安全に関すること

（４）地域の福祉に関すること

（５）住民相互の連絡、広報に関すること

（６）……

（７）その他目的を達成するために必要なこと

（事業年度）

第６条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　本会の事業計画及び収支予算は、前条に定める事業年度開始前に第●条に定める総会の議決により定める。

（事業報告及び収支決算）

第８条　本会の事業報告及び収支決算は、第６条に定める事業年度終了後○箇月以内にその年度末の財産目録とともに、第●条に定める監事の監査を経て、第●条に定める総会の承認を得なければならない。

**第２章　会員**

（会員）

第９条　第２条に定める区域に住所を有する世帯・個人または事業所は本会の会員になることができる。

（賛助会員）

第10条　第６条の規定に関わらず、第２条に定める区域に住所を有しない者から入会の申し出があったときは賛助会員とすることができる。

（入会及び退会）

第11条　本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

２　本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

３　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

（１）第２条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（２）本人等より第２項に定める退会の届け出があった場合

４　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（会費）

第12条　本会の会費は、１世帯あたり月額○円とする。（別表に定める）

（会費の納入）

第13条　会員及び賛助会員は、前条に定める会費を納入しなければならない。

２　退会した会員がすでに納入した会費その他拠出金品は返還しない。

**第３章　役員**

※役員については、規約の中で、その設置や人数、役割などを記しておくことが望ましいです。（会の規模等の必要に応じて部長、班長等を設置される場合も、規約の中で明らかにしておくことが望ましいです。）

（役員の種別）

第14条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　　　　１名

（２）副会長　　　○名

（３）会計　　　　○名

（４）○○部長　　○名

（５）監事　　　　○名

（役員の選任）

第15条　会長、副会長、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

２　部長は、会員の中から、会長が委嘱する。

３　監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

（役員の職務）

第16条　役員は、次の職務を行う。

（１）会長は、本会を代表し、会務を総括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（３）会計は、本会の会計事務を処理する。

（４）部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。（例：総務担当、広報担当、環境美化担当、防災・防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当等）

（５）監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

（役員の任期）

第17条　役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第18条　役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

**第４章　会議**

※総会は、町会や自治会における最高の意思決定機関として、その構成や表決権の設定、及び成立の要件や出席者、議決数、委任状の取り扱いなどについて、会員間に疑問が生じないよう、規約で明確に定めておくことが望ましいです。

（会議の種類）

第19条　この会の会議は、総会及び役員会とする。

（総会の構成）

第20条　総会は、全会員をもって構成する。

（総会の種別）

第21条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

２　定期総会は、毎年○月に開催する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の○分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第13条第１項第５号の規定により監事から請求があったときに開催する。

（総会の審議事項）

第22条　総会は、次の事項を審議し、議決する。

（１）事業計画及び収支予算に関する事項

（２）事業報告及び収支決算に関する事項

（３）役員の選任及び解任に関する事項

（４）規約の制定改廃に関する事項

（５）……

（６）その他この会の運営に関わる重要事項に関すること

（総会の招集）

第23条　総会は、会長が招集する。

２　総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の○日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第25条　総会は、全会員の○分の１以上の出席がなければ開催することができない。

（総会の議決）

第26条　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第27条　会員は、各々１票の表決権を有する。

（総会の書面表決等）

第28条　やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第22条及び第23条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席した会員数（委任状及び書面表決書を提出した会員を含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

（６）……

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人○名以上の署名押印をしなければならない。

（役員会の構成）

第30条　役員会は、第11条に定めるもののうち監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の招集）

第31条　役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

（役員会の審議事項）

第32条　役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会において議決された事項の執行に関する事項

（３）……

（４）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第５章　資産および会計**

（資産の構成）

第33条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）会費

（２）寄付金品

（３）事業に伴う収入

（４）資産から生ずる収入

（５）区等からの補助金

（６）その他の収入

（７）別表に定める資産

（資産の管理）

第34条　資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

２　前条第１項第７号に定める資産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し又は担保に供することができる。

（経費）

第35条　本会の経費は、第30条に規定する資産をもってあてる。

**第６章　規約の変更**

（規約の変更）

第36条　この規約は、総会において総会員の●分の●以上の同意を得なければ変更することができない。

**第７章　雑則**

（委任）

第37条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附則

この規約は、○○年○月○日から施行する。